

告志篇

全





水戶宰相齊昭卿
告志篇

全

告志篇

我等漢字の如くは経久の碑にも所産兼山得共
存分の包居の如くは東の如くも不細思思意
成るべくもくはさるるも不細思思意に
とくは近侍の如くはせんが如くは老成人の如く
さるるもくは河生原の如くは輩見及び
及び人をわたりて大音の如くは何れの人を貴
さるるもくは本と思ひ思ふ如くは如くは
の義者一と存思抑思神如くは因
天祖と孫流と名極と建多と人
此方以徳と名とる陽と名とる照院と



寶祚の隆うふて懷くさふ窮乏の
 臣父子常々衣食住の困乏を憂へて是
 天祖の忠實として万民に飢寒の患を免
 れて天下に安んずるの念を存し難き
 事と爲るも然り數十年久き
 うも盛衰無事なり成るに或
 事と文福との間に或る
 うも東照宮参内して櫛風沐雨
 辛苦難難は上るに或るに
 たり下るに或るに二百余年の
 うも或るに天下泰山の安んずるに保ち人
 民塗

炭の苦を免ふと生うゝる平の徳は、
居る是又難く事なり。さうと為人
能令も神より尊ぶ由縁と天祖の爲費々
忘るゝとも又仮初も東照宮の氏代也
そふ人得てゐる相濟りや存あり家も易味
して士民の上立ちてゐるめい好とも先祖に勝
たぬことなし
今朝及公迄此處に浴し不肖なり三傳の
事を以て二束の重宝に列してその爲に
ことも相成る所なり不及なりよ末を安定し
土氏と姓なりが報ひ忠義なり夜々祈

んをふくむるも各に承ふの心と推察
法一何の事かを考へて思ひ及ぶ
ひんが人形に生付たるもの
心を思ふも賢ふも愚ふも是なり
顔面も解け人なり中何人也
と云ふ孟子性善を説く言必克己を標
せりこととハ未だ古の君賢将と慕ひ
古に未だ義士と慕ひ在世と共他国のも
るる後代も亦これ例に父母の名にも
顯揚し身實心勉度事ハ難事ハ
り候存心連も各に將ていふ事と致さる

けふ事と信ふ元角善政と上二致し
何れも此の事なり何年と信ふ
此俗を一新し一むと中興し一未だ各の助を
て天朝に近し者なり一これ候に然り
各の忠孝此上あり一一生なり一飽
食ひ一寝たり一枕と云ふ樂事
進み出たる事なり此と辨
徒らと云ふ逆候あり世に
おの世に何れと云ふ孝子
と云ふ孝人の孝なり
孝にても孝なり孝人なり
孝にても孝なり孝人なり

[illegible]

又隨て是を後ろ是皆生を毫一死を畏るの事
業をともふたふと一為士名を死を席の
事也唯我少ふとを以て難とて去る已
死をへて場なりと思ふよ即ち死をゆき知
り山城の類ひ死をるるも帰つぬ今
とて是を我の事謂ふ是亦人の事とす
所を然るに闘ひを勝んて命を願ふ若し
くみえとてせむ難くの新も士とてわ
くの終へり
ふもふまの御を語りて名と名とも
ふもくや述しきふり終るの武のつはる

概と年入元角修訂書一冊
 年月と干支と意と此八連をよへ——
 多事多難多とて、教へていつく満ちてく
 くともとて已む好むもその満ちたる好む
 ことと六何ものも大方その満ちたる好む
 満ちたる何れに實力ありとも百の成を成す
 事と成行はる氣ありとも生道の成る事
 成る事と今この國に成る事と成る事と
 其の事と成る事と成る事と成る事と
 と得る事と成る事と成る事と成る事と
 成る事と成る事と成る事と成る事と

之ヲ更精ニ研ミシ以テ波々平ノ久シキ風俗
 淳々然トシテ武藝ノ衰弊ハ一掃ニテ
 然レモ亦尚又不足者ハ此題ニシテ
 馬劍鎗等ノ見事ハ題ニシテ武藝ノ枝葉ニシテ
 以テ成リテ一ハ武藝ノ枝葉ニシテ
 若シテ一ハ武藝ノ枝葉ニシテ
 未ダ精進ミシテ士氣ヲ振ミテ
 減ミシテ一ハ武藝ノ枝葉ニシテ
 之生ミテ一ハ武藝ノ枝葉ニシテ
 況シテ一ハ武藝ノ枝葉ニシテ
 或ハ考ミテ一ハ武藝ノ枝葉ニシテ

然るもいづれ歌やう智恵を中付て、政を
 振頭城のふん増柄又頭城のふん歌ふなり
 人ふへふめりも形勢を書き法するは國を
 文藝と昧忽の垢舞ひをうねり記はん増々
 中其をと平らうとも社頭より記情も腐く成
 りもろろりもろもろ百一事名んとし事頭ハ
 担子の助と増担子の頭のちよみ後ハ五王
 存亡も便に読むことゆゑそなたも記の文
 能く知り又此の氣勢を知り速く爲す彼の
 ふ増々もろろあけりられ頭系も記さる
 御免容易かき書案もこうありあるもの

ひとふとふ紀の前の出でた寒くもふとふ
 泊りて頭を南座のふとふ海にうきまふ
 岸をふれぬの地はふとふもふとふ
 ぞふとふとふとふとふとふとふとふ
 もふとふとふとふとふとふとふとふ
 うとふとふとふとふとふとふとふ
 けふとふとふとふとふとふとふとふ
 多ふとふとふとふとふとふとふとふ
 けふとふとふとふとふとふとふとふ
 うとふとふとふとふとふとふとふ
 押ふとふとふとふとふとふとふとふ

[illegible]

一
つ致してふ處の中何れ秋果くハ我度事とい
明きとまを相あるは海睡とて中夜を宿る者
多武とて励み合ひ敬信とて夫可波な事も
あはれとてつゆ来波のうらを雪更なり候波
以薄し曲とて来りてても永直とて思へ人
若くする人も上にもあらず候人の至
今の人にも秘し上にもあらず候人の至
候人の心も今この凡俗を同初とて言ふ
も言ふと論ひ死候婦女の如きまを故に候
或た易きに玉女礼ふ作法に遠く希に如きま
と時きとも候通近見立るともいふ誠なり

癸せざし——酒を祓ふ歌^{ラフ}弄^{コウ}す方^ハも世に却て争^ウ
 滯^チの端^ヘを弄^{コウ}さし終^ハるも少^{コト}半^ハ日の^ヒ流^ハれも^モ飲^シ食^シを^ヲ終^ハる
 の事^{コト}、い^ハふと^ハ金^{カネ}利^リ欲^{ボク}も^モあ^リ上^ウを^ヲ代^{ダイ}償^{チャウ}
 り^ハ取^キる^{コト}利^リを^ヲ輕^{ケイ}く^シ利^リを^ヲえ^テあ^リと^ハなる^{コト}弊^{ヘイ}の
 其^{ソノ}甚^シき^{コト}も^モ同^{ドウ}役^{ヤク}の中^{ナカ}親^{シン}類^{ルイ}も^モ絶^ツえ
 ざる^{コト}も^モあ^リ又^{マタ}の^{コト}と^ハい^ハふと^ハあ^リと^ハなる^{コト}絶^ツ
 する^{コト}も^モあ^リと^ハい^ハふと^ハあ^リと^ハなる^{コト}互^タに^ニ厭^イう^{コト}も^モ
 あ^リと^ハい^ハふと^ハあ^リと^ハなる^{コト}中^{ナカ}の^{コト}あ^リと^ハなる^{コト}の
 こ^トと^ハい^ハふと^ハあ^リと^ハなる^{コト}あ^リと^ハなる^{コト}あ^リと^ハなる^{コト}
 不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ不^フ可^カ
 亦^モ誠^{マコト}也^{ナリ}——況^{シテ}中^{ナカ}の^{コト}あ^リと^ハなる^{コト}

死にまゝに乃煙交りてハ如クも時をまづき
のふし人よりてき居ぬ之を奉公と
ハ親類朋友の中より今親も不指と云ふ
ハ成癖より親類より子と時を
一のふしより此より厚いより抑又
うらなより人の心を明く成るも
己と知るに暗く成る人より
ゆる己のふしより此より親友世
より此より此より此より此より
横に守りて此より此より此より
ふしより此より此より此より

虚しく真実を問ふ者人の心は疾く人
の心は疾く人假令平居親友にこれ
を告ぐ人ハ不吉一人を苦め朋友の怨み
以て席上の樂極くするハ歌歌中にも
陸奥の心もさき親友に告ぐハ同級
も告ぐえまの當人勿論同級との心
何故う浪同級の級別を心と付く
下も新規同級感名付く何事も
是より新規同級感名付く何事も
何故う浪同級の級別を心と付く
下も新規同級感名付く何事も

高の者ふやうも主君の中も弁とさう
後々思ふ人假令平居親友にこれ
を告ぐ人ハ不吉一人を苦め朋友の怨み
以て席上の樂極くするハ歌歌中にも
陸奥の心もさき親友に告ぐハ同級
も告ぐえまの當人勿論同級との心
何故う浪同級の級別を心と付く
下も新規同級感名付く何事も
是より新規同級感名付く何事も
何故う浪同級の級別を心と付く
下も新規同級感名付く何事も

小石様お出来の候に宜く存せしめて江
 戸の不慮を勿論とてそなた様御座る所
 御多事とて可申せしかども幸しく海は
 さらさらの米穀つねに民の幸甚とて人々
 勤勞を以て是より瑞々たる食事を
 毎日の食事を忘るる事なくして若くは
 老の如くも中を忘るる事なくして食
 料を以てはるる候に宜く存せしめて江
 戸の不慮を勿論とてそなた様御座る所
 御多事とて可申せしかども幸しく海は
 さらさらの米穀つねに民の幸甚とて人々
 勤勞を以て是より瑞々たる食事を
 毎日の食事を忘るる事なくして若くは
 老の如くも中を忘るる事なくして食

胞姪を淫欲とせし一耽寧を若とせしとて之を凡
 家傳のる多分諸をも抄出或ゆと失ひつるを
 皆とせしとせしとて素行のみ也——武士一統上品
 二二万石に名を承るも心懸て家傳を抄出れ今
 之を馬と持てて一日中問ふのて何せ自為家傳之
 不致勒り得るやと若く美少無くいふもうち如く
 相心ゆらひ皆とせしとて上を成つる故なり昔
 の如く自草を交し脚起せ侍るより自草又を子
 ありとて侍るも——中へ持つてもぬりせんま
 ーと却ち扱ひ訓を教ふるも何の首より此と

[illegible]

の右とん然るも毛色杯をふみ息^イ呈の跡を廻立苦
 外皆實^イ角一通りも然や此も釋く心然りとも
 其と取持と出陣ともな成る又無^イ所はりとも
 當世容易にかりあると一人と云ふ断機を何れ
 人とも老事法——を劉の心と云ひ是を申ふは
 少少と後病と仰りしか大威の地違と何んとの事
 其父丹の遺體と此歌と此のうらな歌ふの人——席に
 君父の悲しめとふ哀己つるもわのの事とふ思ふ
 此のうらなとる老事を何れと云ふ歌へは——此
 心と云ふ何れと云ふもふ哀己つるもわのの事とふ思ふ
 往馬のの歌と云ふも求る老事をせむ年

人と苦めり己を利し廉直と云ふ金銀を好み
杯をけけに浪に凡士つる名を伴福と一言の出
のを定免自方お想は語代にお来とも持不慮
の徳もけ座子孫に徳り万善を學べ一免
ぶ家の中身立預お着つる一いつ別金銀
と貯らめも不及り若ぬの金銀貯る子孫に浪
しと教ふ^{子孫}思ふる時々金銀も却て好端
神淫の婦とらうて浪うらふと逢ふ者るへも六
金銀を浪らんうらふ子孫をあらうと若ぬ
為束のちめ成る^たたさ之をるる若ぬ
子孫お着る^た成る其^たた^た如社をるる若ぬ

當時の風俗大にのみありと云ふ人々をいへ
人々も廉直め不致無理をいへとも信め通し
金銀を浪るの増やし小にえんや一子孫
るるやうく人信のありけり改勢も強り
むの極めとも可成るも六割て学向あも
能くも情にも通しとら若ぬ教へるもた
無くして幼きもの貴を授けし極め忍ぶくせ
と信め不吉なり且大に小に少の限幼年の
うらちを武藝を能くし一十五以上成るへ
神も修めりとも若ぬ浪るもも恥へるもの
極め成り武藝も若ぬ若ぬ余もも云ふ

精と此金銀酒色の欲を満くハ嘆
ふ天下の通尊とていさハ朝廷社の代
もも爵を爵と尊とくさても徳を尊と
と尊とつてもうてハ叶らぬ其然れ
按て先生長者も教授を以て富と
聖人君子も十善一善を以て富と
常人ハ十善一善を以て富と
相徳のふと成ハ其の業もあつても
ふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても

親と此世法終るぬハ一統の弊風とハ謂
ふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても

易と履と解と
のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても
相徳のふと成ハ其の業もあつても

[illegible][illegible]

跨りて海辺を逍遙——瓢を枕而して硯を磨く。雅興を信
 じ、横笛を月夜に吹いて述懐を弄るの雅。凡そ類する
 樂々たる真め武士の志ありて、人々を驚かすに長し。必
 體を重く、養生にも成るやうにと、人々の好の傳は
 る——浮屠の流に染み、密なるやうに講釈を傳
 へる者、猶よと指切てゐるやうに、持端弱く、凡そ
 實を著し、虚を去るやうに、武藝をせよと勸む者、其流に
 非難の無きやうに、又武士の樂を如何にせよ、あまた
 已むべき者やうに、不承不承酒徒者に流るる流るる
 といふやうに、男の士、似合ぬやうに——此は儒
 弱なる者、假令是は正武仙也、然るに、さうも、あま

一
を免し不問習く是くは櫻の念を断武
士の志と多のし損法なること
直言概誅々勿論凡下より上へ對し何れも亦
高き人の難攻と存せむ相續以來面々厚く
存入上言致す是く若く少人共ふあつて
存然れ近來存するも立者なき減りし
何れも細事なるに良士を聖賢とせ
るべき也——吾を絶し——
其や々士民の風俗を未だ未だの政徳と未
整なり見ゆて中事何れぞと云ふ
上出日く其減りし——朕不審く云ふ

れうを政するも衣の如く母てみたりも武臣をせ
 るも人の持前より一様ハ音にハ旨目富之
 定長之ハ行々他ぬ若きも若ぬハ亦不リナ
 凡信を政め武臣と整んと目富と目富ハ
 事ハいハゆえ之ハ十分一も不ハ他残高ハ
 ハ信思ハた事ハ中ハ政ハ一体ハ事ハ勤能ハ
 とも事ハさるハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
 とも時ハ弊ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
 友武臣と事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
 拘ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ
 事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ事ハ

人の名を他より高く批判する如く他より高く
くし得る弊風を。一、その性質、役人を専ら爲す
と。一、意持動は其後見へ属すも之の以て
實に其職を以て勤める不多少。一、口を
して仕損せんよりをも不出。一、誠度無き
振ると其弊并凡多。一、ある例、如び、
先の目當うゝ旅行も同様、二歩をせよ又歩
と退行連なり座りてあるもの多敷い然し
よく考へ面々の心を地留め、役人の外ありとも
少くともと疎習、其波正器を嗜み一家を齊へ
組中の吏を贈く忠孝を武成以て勵合す

中書省の官に上りて、
相成藏の官に別る言行とも情に何やうな依好あり
とあるが、
戒と云ふと、
たうんが風俗も、
整うところ、
道に、
今、
ま、
ハ、
至、

の嗜もせむ胞と食ひ暖み衣今ひとと安穩と暮る
 うら厚く御恩を忘るも駢供とのと甚く実を
 若し面もあつても忽ち神氣を引取り成業弱
 の必となりては臣の国の存亡は是を死しく思
 へしと乃と心懸士の御をう不慮の中より供
 へり共悲多しとて御恩を以て神玉とせしむ
 一 東照宮の御法を左平の化け御法に累
 代あつて暮る一居りの中にも安んじぬ万一
 るるにん時ハ永ふらう有 天の道に御恩
 小必命と摩芥よりと ね一不忠を以て報に謝
 存する面ももまんぬうと 永ふ何れ出る清

中漢語る河車に在りける石ころは
人より多し流るるもゆるぎなく傍
より石名を付通解仕安うんを能く

天保四年癸巳五月

杉平将監頼位謹識

一 癸巳年八月九日御別當杉平権藏将三郎爲
と主河戸表より御河車に在りて通
此節上より御車より河車に在りて建
白雲毛の駒御車より相成りて河車様
仕込に在りては石名に河車に在りて

御車より相成りて事上の著御車より相
成り毎日六右より石名に河車に在りて
主河戸通

此度小庭へ既と建自は駒と養育するに
良き仕立と云ふより河車に在りて通
諸士流名に在りて唯踏るもののみ御車
口取中河に在りて自是を焚くを仕る
所より石名に在りて是を焚くを仕る

